

食品安全委員会第661回会合議事録

1. 日時 平成29年8月8日（火） 14：00～14：45

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルオピコリド」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニン」に係る食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について

(4) 平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 小西輸入食品安全対策室長補佐

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、

吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、渡辺リスクコミュニケーション官、

橘評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルオピコリド（第4版）>
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニン>
- 資料 2 - 3 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）>
- 資料 3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について
- 資料 4 平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第661回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から小西輸入食品安全対策室長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第661回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は6点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2-1が「農薬評価書（案）フルオピコリド（第4版）」、資料2-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2-3が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について」、資料4が「平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおりに、厚生労働省から8月3日付でプリオン1案件について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の小西輸入食品安全対策室長補佐から説明をお願いいたします。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 厚生労働省輸入食品安全対策室の小西と申します。本日、室長が所用で不在のため、代理で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1を御覧いただきまして、英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉並びに内臓について輸入条件を設定することということで、8月3日付で諮問させていただいたところがございます。内容について簡単に御説明いたします。

めくっていただきまして、次のページに「1 諮問の背景及び趣旨」として記載してございます。平成13年以降、BSE発生国につきましては、法的に牛肉、それからその加工品につきまして、輸入を禁止してございます。英国については、それ以前の平成8年から輸入自粛を指導してきたところがございます。今般、世界的にBSEリスクが減少している状況を踏まえまして、BSE対策に関する管理措置の見直しを行ってきている中、英国より、牛肉等について見直しに必要な資料の提出がなされたところがございます。

ここで、口頭で恐縮ですけれども、その英国から提出された資料の中身につきまして、簡単に概要ということで説明したいと思います。

英国につきましては、牛の飼養頭数が962万頭、と畜頭数が年間227万頭ほどの規模と聞いてございます。

飼料規制につきましては、1994年に哺乳動物に由来するたんぱく質の反すう類への使用禁止、2001年には、全ての動物に由来するたんぱく質の家畜飼料への使用を禁止してござ

います。

SRM関連の規制としましては、1989年に脳脊髄といった臓器、これは特定臓器という言い方をしておりましたけれども、これらの食用を禁止することからスタートしまして、他のイギリス諸国、世界的な状況と同じ時期ですけれども、2000年には脊柱もSRMとして含めて規制をしてございます。

近年のBSEの確認された状況でございますけれども、これが減ってきていることに加えまして、飼料規制の実効性の観点から重要とされております過去11年以内に出生した定型BSEの牛についても2頭ということでございまして、フランスやアイルランドといった、これまで評価していただいた国々の現状と大きな差はないと考えてございます。こうした状況を踏まえまして、評価が必要ということで、諮問を行うということでございます。

また、本年5月のOIE総会におきまして、英国のうちスコットランド及び北アイルランドにつきましては、無視できるリスクの地域ということで認定を受けてございます。

続きまして、「2 具体的な諮問内容」でございますけれども、これまで評価をお願いしてきた国々と同様の諮問内容となっております。

(1)の①としまして月齢制限。現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合のリスクを比較。

②SRMの範囲としまして、現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクと比較ということでお願いしてございます。

この①②の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク評価をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、(2)めん羊及び山羊の肉並びに内臓につきましても、平成27年6月に諮問しました、めん羊及び山羊のBSE対策の国境措置に係る諮問内容と同様の内容でございます。

なお、めん羊、山羊のBSE自然感染例につきまして、英国での事例につきましては、飼料規制前に生まれた山羊1頭のみしか確認されてございません。

「3 今後の方針」といたしまして、厚生労働省としましては、今回の諮問に対するの答申をいただいた段階で、その評価結果を踏まえて必要な管理措置の見直しを行う予定としております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
山添委員、どうぞ。

○山添委員 昨年の健康と畜牛のBSE検査廃止に関する評価では、英国では多くのクロイツフェルト・ヤコブ患者が確認されているけれども、1990年以降の出生者からはvCJD患者は確認されていないとされていたと思います。今回の英国の諮問に当たって、英国よりvCJDに関する何か新しい情報の提供はあったのでしょうか。もしあったらお話しください。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 英国におきましては、エジンバラ大学のナショナルCJDリサーチ・アンド・サーベイランス・ユニットが変異型及び孤発性CJDの症例を確認するために包括的なサーベイランスを実施しておりまして、疑い症例につきましては、本年1月にアップデートされた国際的に認められている公表された基準により分類されていると聞いてございます。

また、昨年の評価書に記載されている178例以外の新たな患者を確認したとの報告は受けておりません。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○山添委員 結構です。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等は。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 先ほどの御説明にもあったのですけれども、英国は5月にOIE総会で、北アイルランドとスコットランドが無視できるリスクの地域という位置付けになった訳ですね。しかしながら、イングランド、ウェールズといった残りの地域については、いまだ管理されたリスクの国ということになる訳ですけれども、そういった状況で、今回の諮問としては、英国全体として評価するという事によろしいのでしょうか。

もう一点は、その場合、地域ごとに変化がある時に、リスク管理措置として、SRMの範囲とか英国内における管理措置が変化するという事はあるのでしょうか。2点お願いします。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 1つ目の御質問につきましては、イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドを含む英国全体としての評価をお願いしたいと考えてございます。

2つ目の点につきましては、地域のリスクステータスに応じて、例えばSRMの範囲の変更ですとか、そういった管理措置の変更を行う予定であると聞いております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○山本委員 要するに、管理措置は変更されるということによろしいですね。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 地域によって変わるということでございます。

○佐藤委員長 その管理措置というのは、英国内での管理措置という意味ですか。輸入する際の。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 輸入する際は、英国全体として、もちろん答申をいただければそのように対応します。

○佐藤委員長 分かりました。

他にどなたか御質問等ございますか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 済みません。私が聞き漏らしていたかもしれませんので、2点確認させてください。

1点は、輸入禁止前の英国からの牛及びめん山羊の内臓及び肉の輸入量はどのぐらいだったかということと、もう一つは、今、御説明があったことを踏まえますと、めん山羊についての飼料規制は牛と同じような管理措置と考えてよろしいのかという2点について、よろしくをお願いします。

○小西輸入食品安全対策室長補佐 1つ目の点でございます。平成8年3月25日から輸入自粛を指導しておりますけれども、それ以前、平成7年から輸入自粛指導までの間、動物検疫の観点から、北アイルランドからのみ輸入が認められていたと聞いております。その間、牛の胃が約248 t、牛舌が16 t、横隔膜が0.9 tの輸入実績がございました。めん羊及び山羊につきましては、輸入禁止前のおよそ3年間、輸入実績はございませんでした。

続きまして、2つ目の御質問のめん山羊の飼料規制の点でございますけれども、飼料規制につきましては、他のEU諸国と同様に、反すう動物のみならず、豚や鶏も対象とした規制となっております。規制の遵守状況の確認も含めて、牛と同様の管理措置が行われていると聞いております。

○吉田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますか。よろしゅうございますか。

今のお話にもあったかと思いますがけれども、英国においては、1980年代、多くのBSEが発生した訳ですね。たしか18万頭以上だったと思いますが、飼料規制等のBSE対策が実施されて、発生頭数が非常に減少してきておると。我々がよく見ている牛の生年月日を見て、直近の11年間の発生頭数は2頭だったと思いますがけれども、非常に減少しているということです。

BSE発生国から輸入される牛肉等の評価については、これまで既に複数の国でやってきております。本件については、これまでの評価を踏まえて、プリオン専門調査会において審議することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 小西室長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、遺伝子組換え食品等1品目、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価についてであります。

まず、農薬1品目なのですけれども、本件については、5月30日の第651回委員会会合において厚生労働省から評価依頼があった際に、本委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づき検討を行い、委員会において審議をし、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

本件につきましては、この委員会で直接審議していただくため、評価書、資料2-1を用意しておりますので、どうぞお手元に御用意ください。農薬評価書「フルオピコリド」第4版でございます。ジクロロベンズアミド骨格を有する殺菌剤です。

本品目につきまして、新たに提出された資料は作物残留試験、ホップの結果のみでありまして、親化合物及び代謝物M1の一日摂取許容量及び急性参照用量の変更はございません。詳細につきましては、事務局より、よろしくお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、5ページをお開きいただければと思います。下ほどでございますけれども、経過を書いてございます。今回はいわゆるインポートトレランス設定に関係する評価要請ということでありまして、先ほど委員長からお話ございましたとおり、本年の5月30日の委員会におきまして要請事項の説明を受けた際、この委員会で審議をするとされたものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。今回は重版でございますけれども、剤の概要としまして、こちらに示しておりますとおり、殺菌剤ということで構造式などが記載されております。

今回追加された資料の関係で申し上げますと、かなり飛んでしまいますけれども、後半の方、92ページに海外で行われた作物残留試験成績の表の一部が出ております。92ページの一番下にホップ（乾花）2011年のデータがありますが、これは実はドイツで実施された作物残留試験結果が追記されているという形になっております。資料では実施国の記載が抜けておりますので、これについては大変申し訳ありません、おわびしまして、最終的な評価書におきましては、この記載を整備させていただければと思っております。

その上で、少し戻っていただきまして、36ページの真ん中あたりから6.（1）として作物残留試験の結果をまとめてございます。特に最大残留値の記載、これは（1）の4つ目、最後のパラグラフの最後の方でございますけれども、今回の試験の結果に基づきまして、代謝物M1、M2の最大残留値が、対象作物につきましては、従来のはうれんそうから今回、ホップ（乾花）に変わります、その残留値が代謝物M1については0.86 mg/kg、M2については0.30 mg/kgということで記載が変更されてございます。

食品健康影響評価でございますが、59ページからになります。先ほど申し上げましたような最大残留値などに関します記載を改めました上で、60ページの真ん中あたり、4つ目のパラグラフの最後の方に記載がございますけれども、従前と変更はございませんが、農作物中の暴露評価対象物質を親化合物、すなわちフルオピコリドと代謝物M1に設定した上で、その作物残留試験から推定される代謝物M1の暴露量が従前同様、親化合物に比較して低いと考えられますことから、61ページから62ページにかけて記載がございますとおり、親化合物、それから代謝物M1、これは2,6-ジクロロベンズアミドでございますが、これらについて、おのおのADI、ARfDが設定されておまして、これらの値に関しましては、前版までと変更はございません。

以上のような評価書の案でございますので、先ほどの記載整備については対応させていただきますけれども、本案件に関しましては、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えている案件でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続は行わないこととし、以前の委員会で決定しました評価結果と同じ結論、すなわちフルオピコリドのADIを0.079 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1 mg/kg 体重、フルオピコリドの代謝物である2,6-ジクロロベンズアミドのADIを0.047 mg/kg 体重/日、ARfDを0.52 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価であります。

本件は、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料2-2を御覧ください。「ARG-No.4株を利用して生産されたL-アルギニン」でございます。

評価書の表紙をおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。審議の経緯でございます。本件、遺伝子組換え添加物は、6月27日の第655回食品安全委員会におきまして、専門調査会での審議結果案の報告について審議がなされ、7月27日まで意見・情報の募集を行った案件です。

評価書の3ページ以降、評価対象添加物の概要がございます。用途は、栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等でございます。

L-アルギニンは、食品添加物としての使用が認められており、成分規格が食品添加物公定書に収載されております。

評価につきましては、真ん中のところから下、II.3の項目にございますが、基準の附則に基づきまして、安全性が確認されたと判断されております。

意見・情報の募集の結果、意見等はございませんでした。

したがって、本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お

願いたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、薬剤耐性菌 1 品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、これも事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料 2 - 3 を御覧ください。

まず、3 ページをお願いいたします。審議の経緯でございます。6 月 27 日の第 655 回食品安全委員会に報告をし、6 月 28 日から 30 日間、意見・情報の募集を行いました。

7 ページをお願いいたします。「Ⅱ. 評価対象動物用医薬品の概要」のところですが、本製剤は、マクロライド系の抗生物質、タイロシン酒石酸塩を有効成分としており、蜜蜂のアメリカ腐疽病の予防を適応症としております。

29 ページをお願いいたします。中ほどのところから「ハザードの特定」について記述をしております。ここの 2 段目から、働き蜂やはちみつ等からは、非芽胞形成細菌や芽胞形成細菌が分離されており、酒石酸タイロシン投与により、これらの細菌においてマクロライド系及びリンコマイシン系抗生物質耐性株が選択される可能性があります。アメリカ腐疽病菌の起因菌、*Paenibacillus larvae* では、タイロシン及びリンコマイシンへの耐性が報告されております。

しかしながら、めくっていただきまして、30 ページでございますけれども、6 行目ぐらいの後ろの「①は」というところからです。はちみつ中で非芽胞形成細菌は存在できないこと、それから、②はちみつを介してヒトに伝播する可能性のある芽胞形成細菌による感染症は乳児ボツリヌス症でございますけれども、③その治療には抗生物質が使用されないことから、蜜蜂由来食品を介してヒトの健康上の危害因子となる可能性のある薬剤耐性菌はないと判断しております。

同 30 ページ、食品健康影響評価の (1) に参りまして、結論といたしましては、特定すべきハザードはない。したがって、酒石酸タイロシン製剤を蜜蜂に使用することによって選択された薬剤耐性菌が食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度

と考えております。

最後のページに意見等の募集結果をつけましたが、意見等の提出はございませんでした。

本件は、ワーキンググループの結論をもってリスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち評価対象動物用医薬品が蜜蜂に使用されることにより、タイロシン並びにこれと交差耐性が認められるマクロライド系及びリンコマイシン系抗生物質に対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できない。しかしながら、はちみつを介してヒトに伝播する可能性のある芽胞形成細菌による感染症は乳児ボツリヌス症であり、その治療に抗生物質は使用されないことから、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、酒石酸タイロシン製剤を蜜蜂に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、蜜蜂由来食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について

(4) 平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について」です。

それから、「平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について」御審議をお願いします。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 御説明いたします。

7月26日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催し、平成30年度の食品健康影

響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（案）について及び平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について審議を行いました。

資料3及び資料4のとおり案を取りまとめましたので、詳細につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○橋評価調整官 それでは、まず、資料3を御用意ください。資料3の1ページをお願いいたします。

平成30年度に優先して実施すべき食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業の課題につきまして、先ほど山本委員からお話がありましたように、事前・中間評価部会において取りまとめられました。

優先実施課題につきましては、平成26年12月改訂の「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」、いわゆるロードマップと呼んでおりますものに基づきまして、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」「健康影響発現メカニズムの解明」「新たなリスク評価方法等の確立」及び「その他」という項目に沿って、研究事業と調査事業を整理しております。

研究事業につきましては、今後具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価について、的確な評価を確保する観点から特に重要と考えられる科学的知見の収集や体系化、評価方法の確立や改良を図るという目的。また、調査事業については、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報を収集するという趣旨に沿いまして、平成30年度に優先的に実施する課題を選定しております。

次に、具体的な内容につきまして、項目ごとに御説明申し上げます。

まず、大項目1の「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」でございますが、研究事業として4つ、調査事業として3つの柱を立てております。

研究事業といたしまして、（1）の食品媒介疾患の原因となる微生物等病原体に関する研究につきましては、さらに具体的に2つの項目、①微生物等病原体、特にノロウイルスの検出方法の確立やヒトへの病原性に関する疫学情報、ヒトへの感染経路において食品が寄与する割合や原因食品、食材別の寄与率を明らかにする研究と、②の鶏肉におけるカンピロバクター属菌の定量的リスク評価を実施する上で必要となる研究の2つのテーマを挙げております。

（2）の食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究といたしましては、食品の製造過程で精製する有機汚染物質について、ばく露実態を把握するための研究。

さらに（3）アレルギーを含む食品の評価対象品目に関する研究といたしましては、日本の現行の推奨表示品目のうちで魚類または果実類の品目等についての対象品目の範囲の決定に関する研究が挙がっております。

2ページに参りまして、（4）薬剤耐性菌の特性解析に関する研究につきましては、さ

らに3つの具体的なテーマに分けております。

①家畜への抗菌性物質の使用と耐性菌の出現に明確な関連性がない家畜集団における薬剤耐性菌の出現またはこれが維持されるメカニズムについての研究。

②といたしまして、食品中における薬剤耐性菌の生残性や増殖性等の生物学的特性に関する研究。

③といたしまして、家畜由来薬剤耐性菌の食品を介したヒトの感染症がヒトの医療に与える影響の大きさについての疫学的研究が挙げられております。

調査といたしましては、3項目ございます。

御覧のとおり、(1) 今後のかび毒のリスク評価の検討に関する調査。

(2) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する調査として、食品中のカドミウムに関する調査でございます。

(3) アレルゲンを含む食品のリスク評価に必要な知見の収集に関する調査といたしまして、義務もしくは推奨表示の対象品目に関しまして、リスク評価に向けて知見を収集する必要のある項目をこちらに挙げております。

続きまして、次の大項目2の「健康影響発現メカニズムの解明」については、研究事業として3つの柱を立てておりまして、調査事業はございません。

研究事業については、(1) 微生物・かび毒等による健康影響発現に関する研究といたしまして、モディファイドマイコトキシンに関する研究が挙がっております。

(2) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露実態と健康影響発現に関する研究といたしましては、無機ヒ素、メチル水銀、鉛等のばく露による健康影響発現メカニズムに関する研究。

ページをおめくりいただきまして、(3) アレルゲンを含む食品のアレルゲン性に関する研究といたしましては、アレルゲンの表示対象品目について、調理等による化学反応でアレルゲン性の変化に関する研究が挙げられております。

大項目3の「新たなリスク評価方法等の確立」につきましては、研究として6つ、調査として4つの柱を立てております。

研究事業の(1) *in silico*手法を用いた評価方法の確立に関する研究といたしましては、(Q) SAR、定量的構造活性相関等のケーススタディーを行うもの。

(2) 確率論的評価方法に関する研究としては、ベンチマークドーズ法に関する研究。

(3) 農薬の毒性評価に当たって有用な試験の再検討に関する研究。

(4) 食品用器具・容器包装に用いられる化学物質の評価法の確立等に関する研究といたしましては、特に食品と接触することにより食品中に移行する化学物質の測定方法に関する研究と、器具・容器包装から溶出する化学物質のヒトでのばく露推計法等に関する研究が挙げられております。

(5) 食品添加物のリスク評価手法に関する研究としては、評価指針の見直しを行うために必要な評価方法の提案を目的とした研究。

(6) 食品健康影響評価についての専門家の理解度評価に関する研究といたしまして、リスクコミュニケーションに関する課題も新たに挙げられております。

4 ページに参りまして、調査事業は4項目ございます。(1) 今後の微生物等病原体のリスク評価の検討に関する調査。

(2) 薬剤耐性菌のリスク評価手法の検討に関する調査。

(3) 食品用器具・容器包装に用いられている化学物質のリスク評価法の確立に関する調査。

(4) リスク評価結果等の情報発信方法の確立に関する調査でございます。

最後に「その他」として2つ挙げております。

1つ目が、研究者からの提案に基づく研究。

2つ目が、その他食品健康影響評価に関する研究・調査ということで、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題について研究・調査を実施することとしております。

優先実施課題(案)についての御説明は以上でございます。

本案のとおり決定いただきましたら、研究事業については、今後、事務局において公募の準備を整えた上で、9月下旬から10月下旬までの間に、大学や研究機関の研究者を対象に広く研究課題の公募を行う予定でございます。また、調査事業については、今後、この優先実施課題を踏まえた上で事業内容やスケジュールを検討していく予定でございます。

続けて、平成29年度、本年度関係の御説明を申し上げます。

5 ページをおめくりいただきまして、先ほどの資料3の続きの最後のページでございますけれども、こちらにございます平成29年度からの継続課題につきましては、本年度、4月から既に実施されておりました、来年度、平成30年度も4課題が継続の予定でございますけれども、今般、こちらに加えまして、平成29年度の新規課題として1課題の追加公募を行うことについて、お諮りするものでございます。

資料4を御準備ください。資料4をおめくりいただきまして、表形式になっております平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題(案)を御覧ください。

公募課題名は「食品用器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価における溶出試験法に関する研究」でございます。

厚生労働省においては、来年度の法改正を予定して、器具・容器包装に用いられる合成樹脂について、ポジティブリスト制度の導入が検討されているところでございます。制度改正に伴いまして、器具・容器包装から食品に移行する溶出物質を摂取した場合のヒトへのばく露影響などのリスク評価方法の速やかな準備が必要となっております。

そのため、今回、リスク評価方法に必要な溶出試験法の検討につきまして、研究の追加公募課題として設定をしたいという趣旨でございます。

御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 事務的な話の質問なのですが、実際にこの公募課題名というのは、例えば資料4の公募課題名は4行にわたって長い課題名になっていて、目的も丁寧に書いてあるのではないですか。資料3の例えば研究事業名が、いろいろなところに調査事業名とかが書いてあるのですけれども、それがそのまま公募課題名になって、研究目的のところが、追加のところはすごく丁寧に書いてあるのですけれども、実際に公募する時はそれぞれ見ていると2行とか、そんなに丁寧に書いていなかったりするのですが、ホームページとかで出す時は、これは完全に一致させた用語になるのですか。

○橋評価調整官 ありがとうございます。

研究課題につきましては、実際に応募する研究者の先生が優先課題としてこちらに挙げられている課題の範囲内で当然ここをもっと深く追求したいということがございますが、そちらは研究計画の中で明記していただくものです。つまり、公募する時のタイトルにつきましては、あくまで本日お示した文言で公募をするのですけれども、実際に応募する研究計画書に書かれる内容については、もう少し詳細度が上がっても構わなくて、それはこの範囲の中で研究者が必要と思うところに重点を置いていただき、出された研究計画書を審査して、評価した上で採択を決定するというところでございます。

調査につきましては、仕様書などで中身について詳細に記載した上で事業者に公募をかけますので、趣旨だけではなく、実際にどういう文献を集めるとか、どういう作業をするということについても詳細に書かれることとなります。

一方で、今回の追加課題につきましては、年度途中の募集であることもあり、かつ本件の内容につきましては、比較的緊急性を持って研究し明確にしたい課題、食品安全委員会及び全体的な政策的なニーズがかなり特異的でもございますので、ここまで細かくなっているところでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

そういう具体的なニーズがあるということなのだろうと思えますけれども、他に何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について及び平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）については、案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

(5) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、定例日は来週 8 月 15 日火曜日 14 時となっておりますが、議題となる事項もないようですので、お休みとさせていただき、再来週 8 月 22 日火曜日 14 時から開催を予定しております。

また、9 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、10 日木曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 661 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。